

03

**施策別計画**

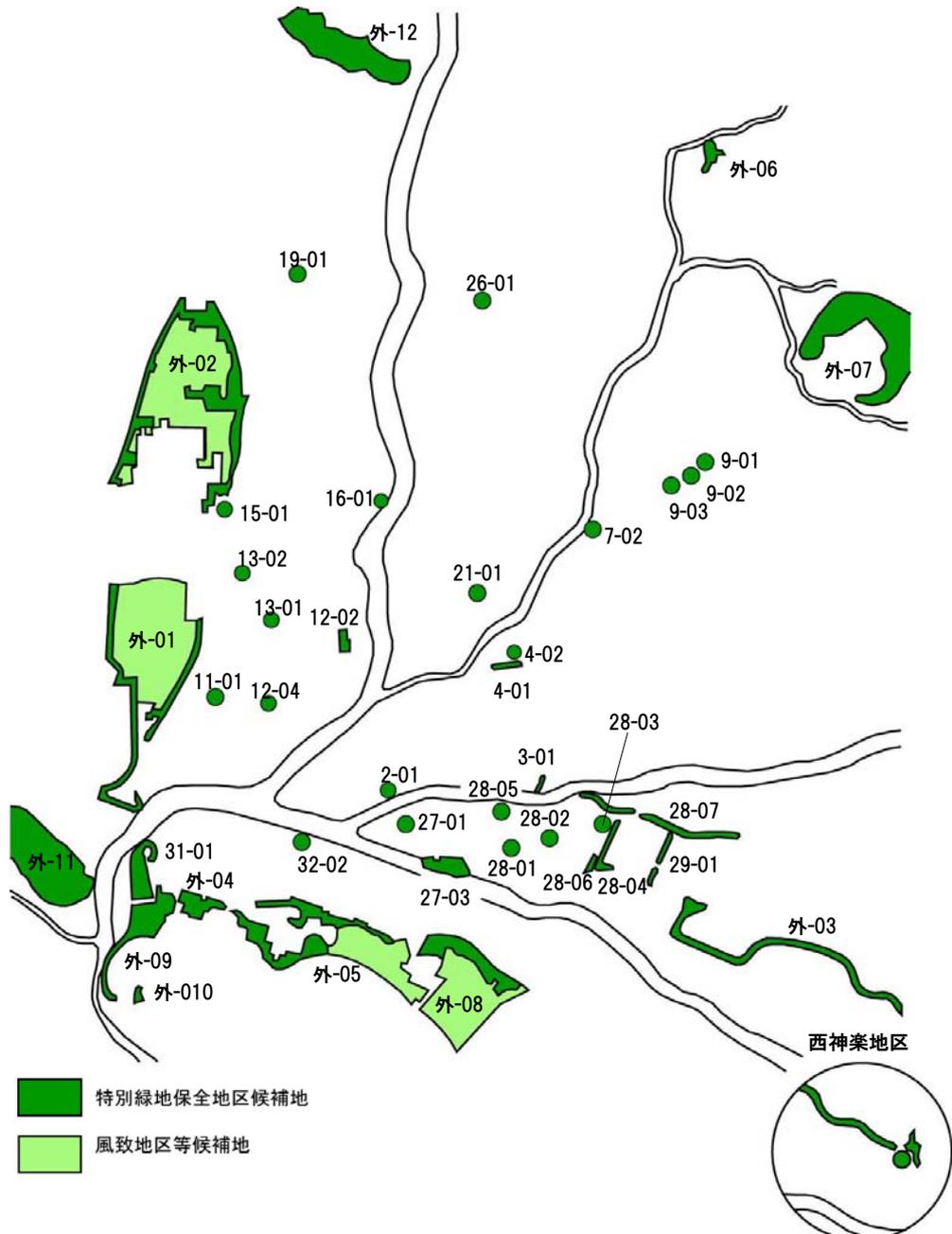
# 1. 緑の骨格をつくる

## ■街をとりまく緑の保全・活用

旭川には、斜面地や丘陵地、社寺、学校などに良好な樹林地が残されており、防災や涵養、文化などの観点からも、重要な存在と言えます。このような貴重な樹林地を守り育てていく方法として、法的規制の運用や条例の適用が考えられます。

これらの手法を貴重な緑が残されている地区の状況に合わせて適切に施行することで街をとりまく緑を保全・活用していきます。現在、旭川市にはこうした貴重な緑地や風致を有している地区が46か所あります。

## ■貴重な緑地として保全すべき地区位置図



■貴重な緑地として保全すべき地区

住区番号	地区番号	様式-2 対象番号	名称	地区 面積 (ha)	地域性緑地 との重複	施設緑地と の重複	備考
2	2-01	A-01	東本願寺	0.7		0.7	民間施設
3	3-01	A-02	南6条川	0.5			
4	4-01	A-03	基北川	0.1			
	4-02	A-04	9条24丁目(きほく公園とやなぎ公園の間)	0.4			
7	7-02	A-05	難波田川	0.6			
9	9-01	A-06	旭川神社	1.4		1.4	民間施設
	9-02	A-07	旭川中学校	0.2			
	9-03	A-08	光明寺	0.3		0.3	民間施設
10	外-01	A-09	近文台一帯	71.6			
11	11-01	A-10	北光小学校(ふれあいの緑)	0.5	0.5		要綱
12	12-02	A-11	護国神社	5.4		5.4	民間施設
	12-04	A-12	北海道教育大学旭川分校	4.5			
13	13-01	A-13	教育大学附属旭川小中学校	1.9			
	13-02	A-14	北鎮小学校隣接地	0.7			
13~15	外-02	A-15	春光台	165.0			
15	15-01	A-16	鷹栖神社	0.9		0.9	民間施設
16	16-01	A-17	末広東3条2丁目(ナーサリー)	1.1			
19	19-01	A-18	興国神社	1.4		1.4	民間施設
21	21-01	A-19	日本製紙周辺	3.0			
26	26-01	A-20	永山神社	1.2		1.2	民間施設
27	27-01	A-21	旭川営林支局みどり荘	0.3			
	27-03	A-22	外国樹種見本林	18.4	18.4	18.4	その他法
28	28-01	A-23	神楽岡8条1丁目	3.0			
	28-02	A-24	神楽岡8条3丁目	0.6			
	28-03	A-25	神楽岡3条6丁目	1.2			
	28-06	A-26	宮串牧場	4.1			
	28-04	A-27	緑が丘1丁目緩衝樹林帯	1.1			
	28-05	A-28	上川神社	4.9		4.9	民間施設
28~29	28-07	A-29	旭神斜面地(緑が丘ふれあいの森を含む)	16.9	0.9		要綱
29	29-01	A-30	緑が丘7丁目緩衝樹林帯	1.6			
29~30	外-03	A-31	西御料・西神楽(環境緑地保護地区を含む)	72.0	5.7		条例
31	31-01	A-32	北海道東海大学	23.8	12.5		条例
	外-04	A-33	忠和斜面地(雪の美術館を含む)	18.0	6.0		その他法
32	32-02	A-34	忠別太駅跡跡周辺	0.2			
32~33	外-05	A-35	神岡斜面地(環境緑地保護地区を含む)	58.0	5.7		条例
	外-06	A-36	桜岡	12.0	12.0		その他法
	外-07	A-37	旭山	137.0	137.0		その他法
市街化 調整 区域	外-08	A-38	富沢(環境緑地保全地区を含む)	51.9	60.0		条例
	外-09	A-39	台場	29.0	9.0		その他法
	外-10	A-40	小鳥の森(ふれあいの森を含む)	0.8	0.8		要綱
	外-11	A-41	嵐山	182.0	160.0	35.0	その他法
	外-12		突哨山	52.7			
10	外-01	B-1	近文台一帯	122.4		0.4	静望公園
13-15	外-02	B-2	春光台	64.0			
32-33	外-05	B-3	神岡斜面地(環境緑地保護地区を含む)	58.0			
市外調整	外-08	B-4	富沢(環境緑地保護地区を含む)	88.1			その他法
合計			46ヶ所	1283.4	428.5	70.0	

※備考の民間施設とは、民間施設緑地として重複するもの

※備考の条例及びその他法は、条例や法に基づく地域性緑地と重複するもの

## (1)特別緑地保全地区等の指定

残された貴重な緑は、法律にもとづく制度の指定などを通して保全するように努めます。こうした法制度には、特別緑地保全地区や緑化地域などのさまざまな制度があります。

貴重な緑地や風致を有している地区の状況に合わせ、適切な制度を選択して段階的に指定していきます。

### ■主な緑の保全制度

制度	根拠法	制度のねらい	運用方法	指定権者	内容
緑化重点地区	都市緑地法第2章2	緑の基本計画が目指すもののモデルとして具体化し他地区へ波及	—	市町村長	緑化重点地区総合整備事業や緑化施設の認定による税制優遇
保全配慮地区	都市緑地法第2章3	特別緑地保全地区以外の区域で計画的・総合的に緑地を保全	—	市町村長	申し出がなくても市民緑地契約の締結が可能になる
風致地区	都市計画法第8条1	主に都市の自然景観を維持しつつ良好な市街地の形成を図る	許可	知事または中核市、指定都市の市長	建築物の高さ、建蔽率、壁面後退、緑化などについて委任条例によって制限できる
緑化地域	都市緑地法第4章	大規模敷地の建築物に緑化を義務付けることで緑地の保全・創出を図る	許可	知事または中核市、指定都市の市長	大規模建築物の緑化率規制の導入 地区整備計画等に定められた緑化率の最低限度を定めることができる(条例に基づく)
緑地保全地域	都市緑地法第3章第1節	都市近郊の緑地を対象に届出によって緑地を保全する	届出	知事または中核市、指定都市の市長	建築物の建築、樹木の伐採、水辺の干拓・埋め立て、宅地の造成、土地形質の変更、土石の採取 基本計画または管理協定に定められた整備に関するものについて国の補助がある 違反があった場合の原状回復命令と損失補償規定がある
特別緑地保全地区	都市緑地法第3章第2節	都市の緑地を保全する	許可	知事または中核市、指定都市の市長(10ha未満市町村長)	現状凍結保全(従来)⇒保全的利用を認める 地権者に対する損失保障、土地の買取が可能、税制優遇
地区計画等緑地保全条例	都市計画法15条 都市緑地法第3章第3節	街区から住区にいたる地区レベルにおいて、一定の水準の環境を備えた市街地の形成を図る。	許可	市町村長	地区施設の配置及び規模 建築物の用途制限、容積率の最高最低限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面位置、高さの最高最低限度 現状凍結保全 損失補償なし
緑地協定	都市緑地法第5章	地域の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進する	—	市町村長	樹木等の種類や植栽の位置、垣・柵の構造等

## (2)ふれあいの森づくり・市民緑地の活用

旭川市では、市街地内における良好な樹林地を保全・育成し、市民が日常的に自然に接することができる快適な生活環境の形成を図るため、ふれあいの森保全事業を進めています。これは地権者の協力を得て、市街地に残された貴重な緑を守るための事業です。このふれあいの森と税制優遇が受けられる市民緑地制度を活用して、民有地の緑をより有効に保全するよう指定していきます。



ふれあいの森として身近に残る貴重な緑を守る 緑が丘ふれあいの森

## (3)緑化基金見直しの検討

旭川市は、平成3年度から「旭川市都市緑化基金」を設け、市費や寄付金を財源に積立を行い、その利子を運用して民有地の緑化や緑化運動の普及事業などを進めてきましたが、近年の低金利や寄付の減少などで、運用が厳しい状況にあります。一方で、こうした財源は、市民活動が活発化する中であって、その支援などを行うために必要性が高くなっています。

そのため、基金の抜本的な見直しを行い、財源のあり方や支援内容の工夫などを検討し、改善することで、有効なものに転換するよう検討します。

## ■広域的なつながりをもつ緑の形成

### (1)グリーンベルト整備の促進

グリーンベルト構想は、主要河川や丘陵地を活かし、市街地北部、東部、および西部の外縁部の緑を保全あるいは創出して、緑に包まれた街をつくる構想です。このグリーンベルトと主要河川の緑によって、旭川の緑の骨格をつくります。

#### ①グリーンベルト構想の意義

グリーンベルトを形成することは、単に豊かな緑を創出できるだけでなく、以下のような意義をもっています。

- ・豊かな自然環境の活性化
- ・市街地に接する樹林地帯の保全と活用
- ・平野部の保全・活用
- ・レクリエーションや防災ネットワークの形成
- ・無秩序な市街地の拡大防止と都市領域の形成

#### ②グリーンベルト構想の対象範囲と構成

グリーンベルト構想の対象となる範囲は、市街地外縁部の市街化調整区域や丘陵地です。

グリーンベルトは、西部の丘陵地エリアと東部の平地エリアに大きく区分でき、さらに地域ごとに細かく分かれた8つのゾーンが設定できます。

#### ■グリーンベルト構想の対象範囲イメージ図



### ※グリーンベルトの規模

グリーンベルトは、対象範囲概念図から、延長約40km(平地エリア24km、丘陵地エリア16km)面積約2,100ha(平地エリア約710ha、丘陵地エリア約1,400ha)になる。

## ③グリーンベルト構想実現の要点

市街地外周を緑の帯で包むグリーンベルトは、延長約40km、面積約2,100haにもおよびます。対象範囲の大部分は民有地であり、広大な面積の公有地化には限界があります。また、現在の土地利用は、樹林地や農地といった緑地となっており、それらを有効に活用した施策の展開や、市街地の緑化誘導施策によって構想の実現を目指していくことが重要です。この考え方に基づく、実現の要点は、次のようなものが考えられます。

### ・樹林や農地などの保全・活用のシステムづくり

樹林や農地などの保全や活用を通してグリーンベルトを具体化していくために、必要な範囲(グリーンベルト形成ゾーン)を設定し、その範囲でのグリーンベルトのPRや緑化や緑の保全を促す制度を運用などグリーンベルトの実現に向けた方策を研究し、実践していくシステムが必要になります。

### ・拠点的な公園緑地の整備

既成市街地内では確保しにくくなっている公園や緑地、市民農園などをグリーンベルト形成ゾーン内に配置し、グリーンベルト形成の拠点とするとともに、レクリエーションや防災のネットワークを創出して、グリーンベルトの機能を高めることが求められます。

### ・公共公益施設用地としての利用

都市施設などの用地を積極的にグリーンベルト形成ゾーン内に確保し、それら公共施設を高度に緑化するなど、公園事業だけでなく、公的なさまざまな事業で緑を担保していくことが重要です。

### ・法制度の運用による保全・誘導

丘陵地エリアでは、特別緑地保全地区などに指定することでグリーンベルトを形成し、平地エリア市街地では、法制度の指定とともに緑化重点地区の指定などを併せて運用し、緑量アップを図る必要があります。

### ・啓発・普及施策の展開

既成市街地や市街地外縁は、利害関係が大きく事業化には多くの困難がともなうことから、学校教育への取り組みやシンポジウムなどの開催を通して、グリーンベルト構想の意義を広め、理解を得ながら事業を進めることが重要です。

### ・関係機関や関係部署との連携

複合的な公共事業の実施がグリーンベルトの形成に不可欠と考えられることから、さまざまな機関や部署との連携が欠かせません。

#### ④グリーンベルト構想の方向づけ

連続した幅のある緑は、通常の点的、線的な緑の形成では得られない効果をもたらします。そうした特徴を踏まえ、グリーンベルト構想の方向づけを以下のように設定します。

##### ※グリーンベルト形成ゾーン

グリーンベルト形成ゾーンは、樹林や農地などの保全や活用を通してグリーンベルトを具体化していくために、必要な範囲。

##### ※保全配慮地区

都市緑地法第4条第2項第3号ハの規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。

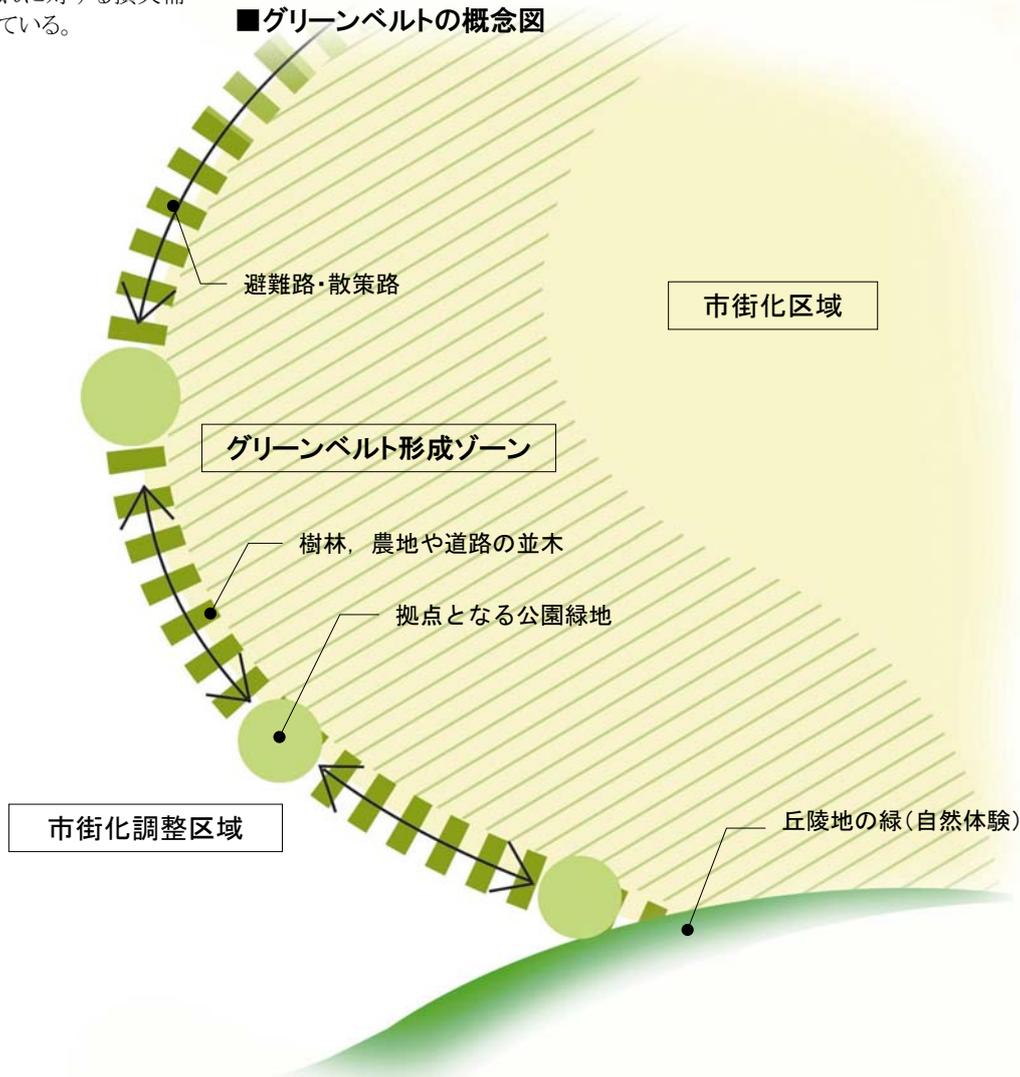
##### ※緑地保全地域

都市緑地法に定められた制度で、一定の土地利用との調和を図りつつ、適正な緑地の保全を図ることを目的として、都市計画法第8条に規定される地域地区のひとつ。建築行為などを行う際に、事前に都道府県に届出が必要となり、緑地保全計画に基づいて、必要な措置を命令できる。なお、これに対する損失補償も規定されている。

- ・緑地帯と融合した農地の保全
- ・豊かな自然環境を体感できる緑地帯の形成
- ・河川や丘陵地とつながり、周遊できる緑地帯の形成
- ・グリーンベルトの核となる個性的な公園緑地の配置
- ・避難地、避難路となる緑地帯の形成
- ・平野部の緑の背景をつくる緑地帯の形成
- ・市街地の輪郭を成し、都市ゲートとなる緑地帯の形成

この方向性を具体的に展開していくために、グリーンベルト形成ゾーンを保全配慮地区あるいは緑地保全地域として指定し、積極的に構想の実現に取り組みます。

■グリーンベルトの概念図





石狩川などに設置したカワセミの営巣を可能にしたカワセミブロック

### ※自然再生緑地事業

自然的な環境を積極的に創出すべき地域において、樹林地や湿地の再生や創出など生物多様性の確保に資する緑地の整備に対して、国庫が補助する事業。2ha以上の面積要件がある。

### ※ビオトープ

地域に合った自然の環境形成を促すことによって成り立つ生物が生息できる場所。概念としては放置されたごみ捨て場が変質して生物が生息している場所もこれに当てはまるが、実際には、環境的に良質な場所を指して用いられる。

### ※エコブリッジ

小動物が道路などを横断できるようにした動物用の道のひとつで、事例としてあげたエコブリッジは、エゾリスが生息する森に設けられたもの。

## (2)自然の保全など個性ある主要河川の整備

市街地を貫く石狩川をはじめとする4本の主要河川は、旭川の豊かな自然環境の象徴であり、旭川の景観を決定づける大切な場所です。市民に身近なレクリエーション空間とするとともに、河畔林などの保全、生物の生息できる河川整備の展開などによる川の街旭川にふさわしい主要河川の整備を進めます。また、災害発生時には避難路、緊急道路など役割を果たし、日常だけでなく緊急時においても旭川を支える空間とします。

## (3)生態系に配慮した緑地の整備

都市内を流れる主要河川や市街地に残された樹林地を利用し、生態系に配慮した施策を進めるほか、公園緑地の整備の際にもこうした考え方を取り入れ、自然再生緑地事業などを展開していきます。

面積に余裕のある公園緑地などでは、生物の生息に適した場所(ビオトープ)の創出を行い、観察できる施設を整備して学校の授業など活用してもらうようPRしていきます。

また、市街地周辺の旭山公園、嵐山公園などを核とした自然系の公園緑地の体系的整備を行い、それらを結ぶ緑の帯や小動物の移動を可能にする空間の保全を図っていきます。



道路等によって小動物の移動を阻害しないようにしたエコブリッジ

## ■街を特徴づける主要道路の緑化推進

### (1)街のシンボルとなる道路緑化の推進

大きく美しく育った街路樹や花にあふれた道筋は、自然や緑にあふれ、いきいきとした街のイメージをつくります。

このため、市街地内の主要な幹線道路は、シンボル並木事業などによって風格とボリューム感のある樹木や旭川らしい樹木(ナナカマド等)の育成や花にあふれた道路づくりを進めます。

### (2)街へ迎える道路緑化の推進

旭川へのアプローチとなる広域的な主要幹線道路(国道、道道など)は、旭川市の第一印象を決定づける重要な道路です。このため、空港や高速道路などから都心に至る主要道路をゲート並木やメルヘン街道整備などによって緑と自然、生活感、旭川らしさを感じる道づくりを進めます。

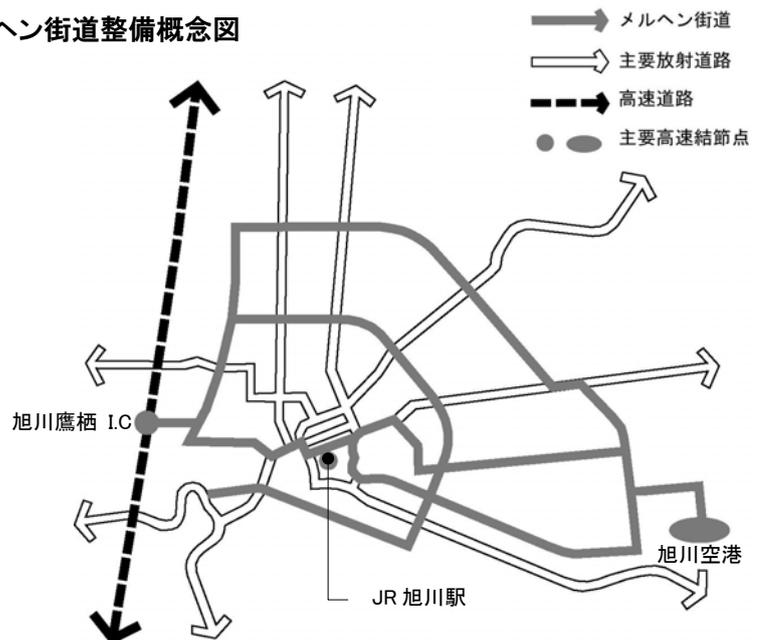
#### ※ゲート並木

旭川へ入る主要な道路に整備する街路樹を指す。特に市街地へ流入する要衝となる場所では、旭川を象徴する樹木などによって街の入口(ゲート)となるような並木を創出することをイメージした言葉。

#### ※メルヘン街道

ウェルカム道路事業を包括する道路の修景ネットワーク事業の総称。

#### ■メルヘン街道整備概念図



### (3)都市景観形成事業との連携

街のイメージを高める質の高い道筋を生み出すためには、単に樹木を植えたりするだけでなく、周辺に住む市民のみなさんの理解と協力を得て、窓辺を花で飾ったり、玄関先に植木を置いたりする、ちょっとした配慮が大切になります。そのために、景観形成事業と連携を図りながら、道路沿いの建築物を含めた緑の景観形成手法を検討し、民有地の緑化による、市民の暮らしが道路景観を豊かにする主要幹線道路の沿道景観づくりを目指します。

※駅周辺整備

駅周辺土地区画整理事業、鉄道高架事業、大雪通整備事業、忠別川河川空間整備事業などによって、駅周辺の遊休地を活用し、都心の活力を高めるとともに、南東方向へ都心域を拡大し、均衡ある市街地形成を目指すもの。

(1)拠点となる都心の公園の整備

旭川市の中心部には、常磐公園や神楽岡公園の2つの総合公園があり、お祭りや都心の憩いの場として活用されていますが、旭川駅周辺の利用しやすく、目にしやすい場所に公園緑地のようなオープンスペースがありません。そのため、防災的にも都心部の快適性の面からも駅周辺にオープンスペースを確保する必要があります。

駅周辺整備と連動してまとまった用地を確保し、2つの総合公園を中継する位置に新たな都心公園を確保します。この都心公園は、河川緑地ともつながり、駅からもアクセスしやすい都心のオアシスとなる内容の公園とします。

また、既存の常磐公園、神楽岡公園についても充実化していきます。

(2)特徴ある大きな公園の整備

街の拠点となる大きな公園は、いろいろな機能をもった魅力ある場所である必要があります。常磐公園をはじめとする総合公園は、それぞれ美術館や神社、丘陵を活かした施設整備が行われ、多様なレクリエーションニーズに対応しています。今後も「眺望が楽しめる」「豊かな自然にふれることができる」などの個性的な公園を、より利用しやすい場所に配置するほか、防災拠点となる公園を計画的に整備するなど、日常的な利用だけでなく、緊急時にも機能を発揮できる公園を整備します。

そのほか、北北海道の拠点都市として広域的な利用に対応した旭川らしい広域公園の整備を関係機関に要請していきます。



一時避難地となる公園に应急資材倉庫を整備した例(出典:防災公園計画・設計ガイドライン)

※生産緑地

良好な都市環境の形成に寄与する農地のこと。

(1)休耕地・転作農地の活用

市街地をとりまく農耕地、山林などの生産緑地は、本来の機能に加えて、都市生活者に潤いと安らぎを与えるとともに、旭川らしい良好な都市景観を形成しています。このため、農地の目的との整合を図りつつ、生産緑地の適正な保全を行うとともに、散在する休耕地や転作農地を地権者の協力と市民参加を通じて、スケールの大きな花畑、プレイグラウンドなどとして活用していきます。

(2)市民農園の整備

田園は、都市生活者にとって、非日常的な自然活動を提供する場として見直されています。休耕農地などの活用とともに、土にふれるレクリエーションの提供を目的に周辺市町村と異なる個性化を図りながら、身近に生産や収穫の体験ができる市民農園を整備します。推進にあたっては、民間主導の貸農園のほか、質の高い公立農園の整備も進めます。

※市民農園

区画された場所を市民に貸し出して菜園や花畑として利用する施設。分区園ともいう。



農地は、旭川らしい景観を感じさせる重要な空間である

## 2. 緑をつなぐ

### ■川の街を活かした緑の創出

#### ※河川環境整備事業

水質浄化によって、清浄な流水の確保を図る**水環境整備事業**、河川浄化事業、良好な河川環境を保全・復元するために必要な湿地再生等を行う**自然再生事業**、親水や舟運等の河川利用の推進を図るために施設等の整備を行う**河川利用推進事業**、再開発や公園整備等のまちづくりと併せ、水辺のオープンスペース等の整備を一体的に実施する**河畔整備事業**の4つの事業の総称で国からの補助がある。

#### (1)小河川の緑化

旭川には、大小 160 もの川が市街地に流れています。私たちの生活する場所の近くにこのように多くの川が流れていることが、川の街旭川の原点と言えます。

こうした網の目のように流れる河川に沿って緑を創り出すことによって、他都市には真似のできない緻密な緑のネットワークを形成することができます。関係部署と連携して、河川環境整備事業などにより防災的にも生態系にも有効な緑を創出していきます。

#### (2)河川敷地等の有効利用の検討

緑地整備が特に必要な既成市街地は、高密度な市街化が進み、連続した緑のための用地などを確保していくことが難しくなっています。そのため、市街地の貴重な公有地として、河川敷地や道路敷地を有効に活用し、関係部署や関係機関と協力して、緑を確保するように努めます。また、連続的な緑を創出することが難しい河川や道路などでは、重要な場所や視覚的に緑が繋がって見える位置に植栽するなど工夫して取り組みます。

#### (3)多自然型の川づくり

都市内の豊かな自然環境と美しい風景の保存と創出への欲求が高まる中で、全国的に“多自然型の川づくり”が行われるようになっていきます。旭川でも生物の生息に配慮した護岸づくりなど、積極的な取り組みを始めています。多自然型の川づくりによって、河川本来の環境の保全と再生を基本に動植物の生息にふさわしい環境づくりを目指し、周辺の自然と街をつないでいきます。



江丹別地区で自然の再生を図った河川改修を実施

## ■街並みを整え防災にも役立つ緑の形成

### (1)都心の緑のネットワークの形成



都心部らしい風格ある緑によるネットワーク

大きく育った連続する街路樹や並木は、整然と美しい都市景観を形成するのに有効です。特に都心部は、高密度な市街地と交通が集中していることから、都市景観上の効果のみならず、火災や自動車公害などの軽減に効果が期待できます。既存の街路樹を大きく、緑豊かに連続させるように、無剪定路線の設定や都心緑化計画の立案と実行を通して、質の高いネットワークを形成します。

### (2)街路樹等の整備推進

旭川市の街路樹整備は、都心部周辺に特に集中的に植栽してきましたが、今後は、これを住宅地などの私たちに身近な範囲に広げるとともに、樹木だけでなく草花を積極的に導入しながら、より安全で快適な道路緑化を進めていきます。例えば、日常的に子供たちが歩くスクールゾーン内やバス通りを中心に整備したり、これまで有効利用が図られていなかった高圧送電線下の空地进行を修景するなど、効果的な整備を進めていきます。また、街路樹のボリュームアップによって生じる信号の見えにくさや排除雪への影響などの問題点を検証し、道路緑化整備指針の見直しを行います。

#### ※道路緑化整備指針

街路樹など道路空間の緑化整備を実施する際の手引きとして、平成7年に策定したもの。



地域の人々によって美しい花の咲く道筋をつかった春光台

### (3)JR沿線の緑化

鉄道沿線の風景は、鉄道を利用して旭川を訪れる人、通過する人にとって、旭川の第一印象をつくる大切な空間となります。鉄道利用者が最初に目にする場所の多くが工業用地であり、それらの修景が重要であるのはもちろんですが、鉄道沿線の住宅地についても騒音の軽減やプライバシーの保護、公益施設用地の有効利用などの観点でJRや住民の皆さんと協力しながら緑化を進めます。

## 3. 緑をちりばめる

### ■公園緑地の整備推進

#### (1)既存公園の再整備

現在、旭川には300カ所以上の公園がありますが、これらの公園の中には、完成から長い年月を経て、老朽化したものも目立っています。また、公園が完成した頃とまわりの様子がうつりかわって、地域の実情にそぐわなくなった公園もあります。これまでも、神楽岡公園などの大規模な公園から住吉公園などの小さな公園まで、再整備を進めてきましたが、今後は完成から30年以上を経過する公園が増大していくことから、公園の再整備を中心的な事業のひとつとし、計画的に取り組んでいきます。

#### ①再整備対象公園の選出

本計画の目標年次である平成27年(2015年)には、完成後30年以上経過する公園緑地は、187カ所にも達します。この中から地域の状況に変化が見られたり、住民のニーズが高い地域に対してアンケート調査を実施するなどによって、事業化する公園を絞り込み、再整備を進めていきます。

#### ②再整備の基本的な考え方

既存公園の再整備は、単に古くなった公園を新しく作りかえるだけでなく、市民のみなさんに親しまれる公園に生まれかわることを目的とします。そのために住民のみなさんにも再整備の工事に関わっていただくとともに、再整備完了後には、公園の管理運営に地域住民の方々も参画していくことを目指します。また、抜本的な見直しを必要としないと考えられる再整備の対象公園は、全面的な改修だけでなく、部分的な改修、設備の更新など公園の状況に合わせて臨機応変に再整備していきます。

さらには防災的な観点も考慮し、一次避難地として重要な公園などでは、防災的機能をもたせるような再整備を行います。

#### ※一次避難地

災害発生時において、主に近隣の住民が緊急避難する場所あるいは広域避難地への中継地等になる場所。主に近隣公園や地区公園がこれにあたる。広域避難地は、避難者を収容し、避難者の生命を保護する場所で、主に都市基幹公園(総合公園や運動公園など)が担う。

## (2)身近な公園の整備推進

### ※街区公園や近隣公園

公園の種類を示すもので、市民生活に最も身近な公園である住区基幹公園の中の種類。街区公園は誘致距離250m以内で面積0.25haが標準、近隣公園は誘致距離500m以内で面積2haの広さが標準とされている。住区基幹公園には、この2つのほかに、地区公園(誘致距離1km以内、標準面積4ha)がある。

### ※緑化重点地区

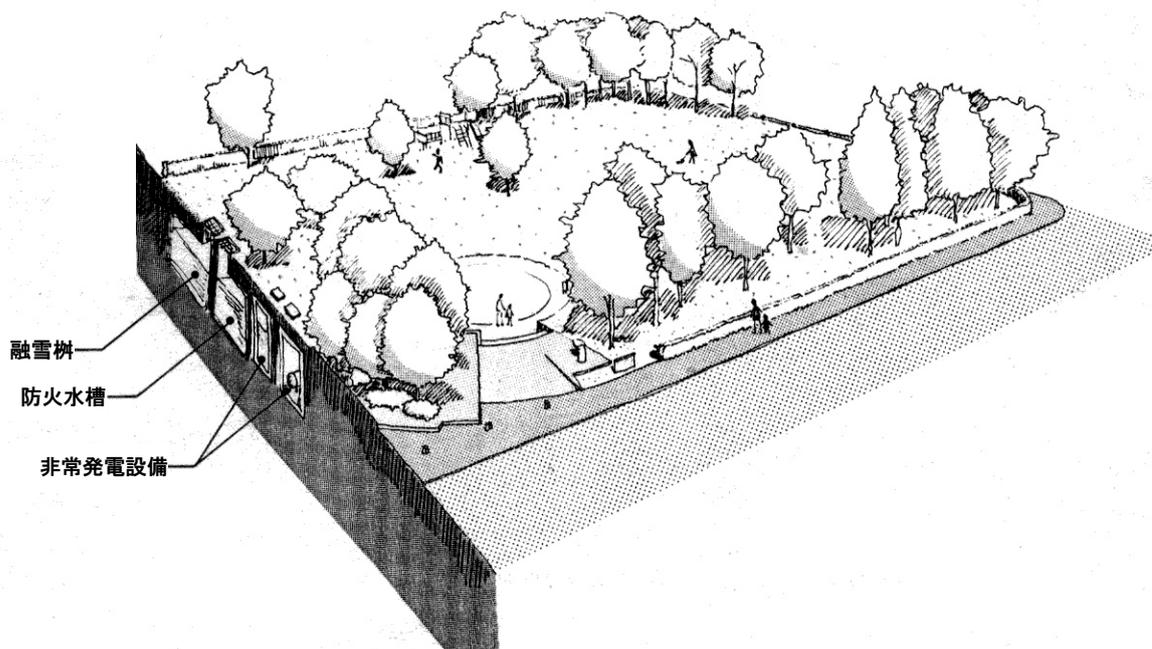
緑の基本計画に位置づける法律上の制度。この地区では、緑化重点地区総合整備事業等により集中的に事業を行うことができる。

街区公園や近隣公園など、私たちの暮らしに最も身近な公園は、用地取得の難しさなどから地域によって偏りがあります。こうした偏りを解消し、公園空白地をなくすように努めていきます。そのために、緑化重点地区の指定拡大や民間遊休地の借り受け、調整池などの公有地の複合利用などを検討して用地の確保に努力するとともに、防災的な観点にも留意しながら、整備していきます。また、整備する公園も市民のみなさんの協力を得ながら、地域に根ざした親しまれる公園づくりを目指します。

## (3)多様な公園整備の実施

私たちの暮らしが多様化していく中で、公園のありかたも画一的でない個性が求められています。街区公園では、遊具の設置の義務づけがなくなるなど、地域の状況に則した公園整備が可能になっています。今後整備していく新しい公園では、市民のアイディアコンペを実施するなどの方法で個性的な公園づくりを進める一方、公園の多機能化についても検討し、災害時の一次避難地として有効に機能できる防火水槽などの配置や公園の一部の堆雪スペース利用、融雪柵の設置など、雪国ならではの課題にも対応した公園整備を目指します。

### ■多機能公園のイメージ



## ■公共公益施設の緑化

### (1)景観事業との連携

緑化の取り組みは周辺の景観の向上に役立つ建築施設や土木施設と良く調和した質の高いものが求められます。特に大規模な建築物などが多い公共公益施設は、周辺の景観に与える影響が大きく、十分な緑化などによる景観への配慮が必要です。

緑化による良好な街並みの創出は、景観づくりの基本であることから、景観形成の取り組みの中で、緑化に関する取り決めを定めるなど、関係部署と連携して景観づくりのモデルとなる公共公益施設整備を進めます。



施設周辺を積極的に緑化し、一般的にも開放した旭川市下水処理センター

### (2)公共施設緑化マニュアルの作成

市内の公共公益施設は、規模や形状もさまざまであり、緑化のありかたも施設のおかれている状況により多くのスタイルがあります。このため、公共施設の建設に携わる担当者や設計者、建設業者の手引きとなる公共施設緑化マニュアルを作成し、緑化意識の啓発や技術の向上を図り、地域の緑化の先導的な役割を果たしていきます。



敷地に沿って分厚い緑を持つ青雲小学校

### (3)公共公益施設の避難地機能を強化する緑化推進

公共公益施設は、災害時の避難場所となる役割をもち、旭川市でもこれらの施設の避難場所指定を行っています。関係部署と連携し、避難地として有効な施設整備を図っていくとともに、延焼を防ぐ樹林帯を敷地の外周に配置するなど機能強化を進めます。

特に教育施設は、屋内施設や広い運動場を備えるなど、積雪寒冷地である旭川の避難地として理想的な条件を備えていることから、敷地外周の樹林の保全や整備を進めます。



焼け止りとなった外周に樹林を擁した公園(出典:防災公園計画・設計ガイドライン)

## ■地域のシンボルとなる緑づくり

### (1)地域の核となる施設周辺の積極的な緑化



ゆったりとした敷地のなかに芝生の広場などを配した永山市民交流センター

地区センターや児童会館、大規模商業施設など地域や地区の核となる施設は、敷地内の積極的な緑化を図るのはもちろんですが、同時に公園や緑地を隣接地に配置するなど、施設と一体的な設計を行い、お祭りやフリーマーケットなどにも利用できる多目的な広場を設けて、より身近に緑に接することができるように努めます。

### (2)保護樹・保護樹林の指定



西神楽の保存樹

市内には、優れた樹木や樹林が散在しており、身近な緑として市民のみなさんに親しまれています。近年、こうした樹木や樹林の減少が進んでおり、早急な保全対策が必要になってきています。そこで、市民のみなさんからこのような樹木や樹林についての情報をいただきながら、保護樹木・樹林の指定を行い、積極的に守っていく手立てを講じます。また、名木だけでなく、景観上重要な樹木や樹林、低木、草花などについても指定を行い、少なくなっている市街地の緑を守っていきます。

### (3)社寺林の保全

旭川市には、護国神社、上川神社、永山神社、旭川神社、東本願寺など豊かな樹林を有する神社や寺が多くあり、貴重な地域の緑として、私たちの心に残る風景をつくっています。これらの緑は、景観上重要な資源であり、保護・保全のための手立てを実行していきます。

#### ■保護樹・保護樹林・社寺林の候補地

地区番号	候補地	地区番号	候補地	地区番号	候補地
1	青雲小学校	5	旭川東郵便局隣接地	26	妙善寺
	日章小学校	7	愛宕小学校		神楽中学校周辺
	市民文化会館		JR宗谷本線沿線沿鉄道防風林	27	旭川寺
	緑橋通	8	東光11条7丁目		白百合幼稚園
2	善光寺		パークゴルフ場		神楽5条11丁目民有地
	真久寺	9	光明寺	29	逢拝神社
	大休寺	11	昭徳寺	30	西神楽小学校
	旭川東高校	12	川端町2条6丁目		西神楽中学校
	北都中学校		大有小学校		神居神社
3	合同酒精内	13	教育大学附属旭川小中学校	32	神居3条5丁目
	願成寺	19	東鷹栖東3条		神居2条5丁目
4	妙法寺	20	新旭川大通		坂下天然川沿
	東町小学校	24	永山町7丁目(明治乳業南側JR沿線)	調整	忠別川共栄
	光陽中学校	25	男山酒造周辺	区	忠別川忠別
5	豊岡小学校		犬道寺	域	雨紛(ゴルフ場, 競馬場)
	慶誠寺	26	天寧寺		神楽神社

### (1)道路・河川の未利用空地の緑化



交通島を利用した高木植栽

道路の改良や河川の整備にともなって、利用できない空地や交通島のように整備上必要な広場が発生する場合があります。

このような場所の緑化は、街路樹を整備する以上に街並みが緑豊かに感じられ、景観づくりの観点でも効果が高い方法です。景観形成と連携しながら、関係部署に働きかけて、安全性等に配慮しつつ、こうした空間を草花や樹木によって積極的に緑化していきます。

### (2)路傍樹の保全と創出



バス停周辺を花の咲く低木で修景する

道路沿いにある樹木や草花も市街地に残る貴重な緑です。道路の改良等にもともなって、こうした緑が失われることのないように、事前の協議を要請しておくなど、積極的な保全のための手立てを進めます。また、バス停やタクシー乗り場など市民が日常的に利用する場所の修景を進め、道路沿線の緑の質を高めていきます。

### (3)花による緑化の推進



狭い場所も有効に緑化できる

草花は、その美しさや華やかさとともに、誰もが気軽に扱うことのできる緑化素材であり、しかも緑化の効果が早く現れます。特に北国では短い期間にたくさんの花が咲き乱れる特徴的な風景を作り出してくれます。緑化の難しい狭い場所も有効に利用でき、ドライフラワーやポプリづくりなどを通して、市民と緑化事業との融合を図ることもできます。

花人街道の取り組みに象徴されるように、旭川市周辺は、美しい花による街並みづくりが特に盛んであり、全国に知られた観光資源にもなっています。

こうした地域のイメージを高め、地域を先導する旭川市の役割を果たしていくため、公共公益施設の窓辺を花で飾るなどの取り組みを実行していくほか、主要幹線沿道で花による道路修景を市民との協働で進めます。

#### ※花人街道237

北海道が提唱し、国道237号に連なる旭川市、東神楽町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村と一緒に美しい景観づくりをすすめる取り組みの愛称。



リサーチパークの緩衝緑地

### (1)緑地協定の締結促進

住宅団地や工業団地などを新しく開発する場合、既存の緑地の保全や新たな緑地の創出、個々の敷地での緑化水準などを定める緑地協定の制定をはたらきかけるとともに、既存の市街地でも、緑化意識の高揚などを見極めながら、協定締結を目指していきます。特に工業団地などでは、良好な樹林帯による災害や公害の防止を進め、積極的に協力を依頼し、用地に余裕があり、住宅地に近い場合などには、地域住民への開放をはたらきかけていきます。

#### ※旭川市景観条例

市民が快適で心地よい生活を営むことができるように、景観づくりを総合的、計画的に進めるため、景観づくりの理念や市民・事業者・市の責務などの基本的な事項を定めた条例。平成14年4月1日施行。

#### ※景観形成地区

旭川らしい景観を保全・創出するため、地区の特性に応じたきめ細かな景観づくりを進める地区。景観形成地区においては、景観づくりの方針に基づいた建築物等の指導を行うことができる。

#### ※苗圃(びょうほ)

草木の苗を育てるための畑。

### (2)景観条例の充実化

旭川市では、「素顔を活かして表情豊かに成長するまちづくり」を景観づくりの目標と定め、誇りと愛着の持てる美しい街旭川を次代に引き継ぐことを目指して景観づくりに取り組んでいます。

緑の保全や創出は、景観づくりにとっても極めて重要な取り組みのひとつです。景観づくりを実行していく上で基本となる景観条例や景観づくり計画と密接に連携を図りながら、緑豊かな都市づくりに取り組むことが求められます。

景観条例で定める景観形成地区などの制度に緑化に関する条項を盛り込み、緑を活かした景観づくりを図るほか、景観条例と連携した緑化に関する条例を制定します。

### (3)緑のリサイクル事業の展開

不要になって伐採される民間や公共の緑で、移植が可能で緑化に転用できるものを所有者の同意のもとに無償提供していただき、これを登録して緑化事業や市民のみなさんに活用していただいたり、町内会や商店街にフラワープランターを貸し出すなどの事業を行う緑のリサイクル事業を展開していきます。そのために樹木を一時集める苗圃などを整備していきます。

### (4)窓辺緑化に対する助成制度の創設

花や観葉植物による住宅や企業の窓辺を飾る運動を展開し、それらに助成する仕組みづくりを進めます。また、生垣づくりの指導や助成も図ります。



忠別橋の橋詰広場

### (1)橋詰空間の緑化

旭川市は川の街であり、川には大小 730 余りの橋が架けられています。橋は、川と私たちの接点であり、川や街を眺めることができる場所であり、旭川の景観を特徴づけています。緑豊かな川の風景を目にする橋の周辺に花や木を配し、橋のたもとを修景することで橋の存在を強調し、橋と緑が川を印象的に引き立てます。

関係機関や関係部署に働きかけ、協力して橋のたもとの緑化を推進していきます。

### (2)調整池緑地の整備

調整池は、洪水の発生を防ぐための一時貯水ができる場所で、平時は、水のない広場となっているものが少なくありません。こうした施設は、郊外の宅地開発された緑の少ない場所などによく見られます。

そこで、洪水調整の基本機能を損なわないよう工夫して、無機質な場所になりがちな広場を芝生に変える、あるいは外周の転落防止柵をツタで隠すなどの緑化に努めるほか、身近な水辺地として利用できないか検討します。



平時でも水があり、緑に囲まれた貴重な空間を提供している調整池(芳野最終処分場)

### (3)水に親しめる施設の整備推進

旭川は、河川や郊外の田園に見られるように、水に恵まれた都市で、水面が旭川の風景を特徴づけていとも言えます。この旭川らしい風景をより身近に感じられる施設整備を目指し、公園のみならず、公共公益施設でも水を見たり触れたりできる水施設の導入をはたらきかけます。



小さな公園にも水に触れられる場所を整備する

## 4. 緑を磨く

### ■緑の魅力を引き出す管理・運営の推進

#### ※緑のセンター等

緑のセンターは神楽岡公園内にある緑の相談コーナーや温室のある旭川市緑の相談所とその周辺を含む区域の総称。嵐山公園センターは、嵐山公園内にある北方野草園の管理や嵐山の自然等を紹介する展示を行う施設。

※緑のセンターと嵐山公園センターの役割分担とは、例えば、緑のセンターが街の緑化や公園緑地に関することを受け持ち、嵐山公園センターが旭川の自然に関することを受け持つといったことを想定する。

#### ※ランドワーク

1980年代にイギリスで始まった環境問題への取り組み。

非営利の活動団体が中心となって、市民や産業界、行政が協働して、地域の様々な環境問題に取り組んでいく手法。日本での代表例としては、静岡県「ランドワーク三島」の活動がある。



地域住民が公園の利活用を図る活動を実施

#### ※指定管理者制度

多様な市民ニーズに、効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活かしながら、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としたもので、従来の地方自治法に基づく団体だけでなく、民間企業やNPO法人の参加が可能になった。

### (1)緑のセンターの充実・強化

街の緑化を進める上で、市民との接点となる「旭川市緑のセンター」の存在を広く市民に知ってもらうとともに、その機能を充実させます。

具体的には、緑化に対する啓発・教育活動を強化し、電話や面談によるカウンセリング、各種講演会、セミナーの主催や協力、教育現場への人材派遣などを今以上に充実させます。また、市民と緑化行政の接点と位置づけ、緑に関する情報収集や発信に関する事務を「緑のセンター」と「嵐山公園センター」に役割分担したうえで一元強化し、より積極的な取り組みを行うほか、将来的にはランドワーク活動の拠点としての機能も果たしていくような体制としていきます。

### (2)住民参加による公園計画の推進

利用しやすく大切にされる公園をつくるためには、地域のみなさんが公園に対して親しみをもちたいようにすることが欠かせませんし、公園事業は、地域のみなさんが最も関わりやすい公共事業と言えます。そこで、新設する公園や既存の公園の再整備の際には、企画の段階から地域のみなさんといっしょに考え、みなさんに公園に親しみをもちたい活用していただけるように工夫します。

地域の方々の参加のもとに創りあげるため、参加や協働の可能性が高い地域の調査を進め、そうした素地がある場所に取り組んでいきます。

将来的には行政からはたらきかけて公園づくりを進めるだけでなく、ランドワークなどによる公園の実現も目指します。

### (3)管理体制の強化・充実

緑は、その量的な拡大はもとより、大切に育てていくことが必要です。公園の数や街路樹の数を増やしていく一方で、管理体制の充実を図っていくことが、さらに重要になっています。指定管理者制度による管理運営の充実化や市民のみなさんとの協働の実践など、これまで以上に管理運営の質的向上を目指します。

### (1)冬の公園利用の促進

冬期の公園は、積雪のため利用しにくくなります。そのため、拠点となる公園などでは、氷や雪を利用した造形が楽しめる施設づくりや冬期でも屋内で遊んだりスポーツできる公園の整備を進めるほか、雪あかり事業や野鳥や小動物の観察ができる施設、暖かい休憩施設の導入など冬の公園を楽しむための整備を進めます。

身近な公園では、冬も使える公園施設に更新し、冬季の公園利用を促す整備を進めます。

また、レクリエーションとしての利用だけでなく、豪雪時には雪の堆積場としての役割を持たせるなど、これまで以上に冬の公園が地域に役立つような利用も検討していきます。

### (2)雪に映える樹木の植栽

市民が四季を通して緑を感じることや北国らしさ、旭川らしさを生み出すことが、冬を魅力的に見せることにつながります。

道路緑化整備指針の見直しを行い、街路樹等に用いる樹木の指針を定めるとともに、公園緑地でもナナカマドやトウヒなどの冬も色づいている樹木の植栽を要所で行います。

#### ※道路緑化整備指針

街路樹など道路空間の緑化整備を実施する際の手引きとして、平成7年に策定したもの。



赤い実が雪に映えるナナカマド



地域のみなさんが企画運営し、行政が必要な資材を提供して開催された雪合戦

### (3)ウインターイベントの企画・運営

ウインターイベントの活発な企画・運営は、屋内に閉じこもりがちな冬の屋外活動を促し、四季を通じた公園の利活用に結びつきます。特に身近な公園でのイベントの企画・運営を進め、市民の手づくりアイスキャンドルフェスティバルや地域の雪像コンクール、クリスマスツリーづくりなど、市民活動が活発な地域で取り組みをスタートさせます。実現のために、市民活動を人的・物的に支援していくとともに、そのPRを通して、市内に広めるように努めます。



北国ならではのスノーキャンドルによる幻想的な冬イベント

### (1)緑化手引きの作成と配布

市民のみなさんの家づくりや一般企業の事業の中に広く緑を取り入れてもらい、みなさんの協力を得ながら緑化事業を進めていくため、緑化の方法や旭川にふさわしい木や花、その管理の仕方などをまとめた緑化の手引きを作成します。また、情報発信を強化して、そうした冊子を手に入りやすい場所に置いてもらう等、配布方法を工夫します。

### (2)町内会などによる地域緑化の推進

地域単位で緑化を推進していくために、町内会や商店街などの既存組織と連携を図り、環境問題などとの一体的な関わりを持ちながら緑に関する取り組みへの協力を促していきます。これによって、公園づくりなどへの市民参加や地域の緑の維持管理などへの協力が期待できます。

行政も技術支援や物的支援など地域との協働で緑化に取り組んでいきます。



町内会による街路の花壇管理

### (3)リサイクル事業の推進

公園や街路の落葉は、季節感を感じさせてくれる情緒ある風景をつくるとともに、緑が生み出す有用な資源になります。例えば、落ち葉を堆肥化して安価に販売し、維持管理費に当てるなどの仕組みづくりを進めます。

こうした取り組みは、環境保全の問題とも密接に関係することから、関係部署と共同でリサイクルが広がっていくようにしていきます。

また、維持管理による草刈後の草の回収投棄をやめる、剪定枝をチップ化して花壇のマルチングに用い維持管理を最小限にする、公園のゴミ箱を撤去してゴミの持ち帰りを促進し、ゴミの処理を低減させるなど、循環型の公園緑地の維持管理にも取り組みます。



落葉は、情緒ある風景を生むだけでなく、有用な資源である

#### ※マルチング

植物の保護、水分の蒸発防止、地温の確保・安定化などのため、土の上をわらやビニールで覆うこと。同時に雑草の生育を抑制する効果も期待できる。

公園や街路樹の剪定枝をチップ化して公園の花壇に敷き、花壇の維持管理手間を低減する試みの実践





#### (4)公的な緑化活動の企画・運営

緑化の推進は、公園などの施設整備や法や条例による保全施策が中心となりがちですが、同じ街に住む私たちが共通の認識をもって優れた環境を有するまちづくりを目指すことが最も大切です。そのためにシンポジウムやセミナー、他都市視察ツアーなどを企画・運営するほか、一人一本運動、一戸一本運動、花いっぱい運動などの企画推進、都市景観事業の推進などに積極的に取り組み、緑のまちづくりを牽引していく役割を果たしていきます。



木や花について学ぶセミナーの開催や広報強化が重要

#### (5)市民主体の緑化活動の支援

行政による緑化推進とともに、市民のみなさんによる各種のイベント、運動の活発化も緑のまちづくりに欠かせません。高い評価を得ている“旭川を緑にする会”をはじめとする各団体への支援を今後も実施していくほか、新たな市民主体の活動の掘り起こしや人的・物的な活動支援を行います。



グランドワーク西神楽による JR 沿線の草刈



行政と市民が協力して新しい公園の緑づくりを実施

